



長野県報

11月29日(木)
平成24年
(2012年)
第2425号

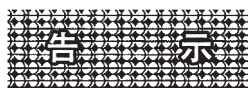
目次

告示

介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定 (健康長寿課介護支援室)	2
介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の指定(健康長寿課介護支援室)	2
土壤汚染対策法に基づく特定有害物質によって汚染された要措置区域の指定(水大気環境課)	3
保安林の指定施業要件を変更する通知の掲示(2件)(森林づくり推進課)	3
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定(砂防課)	3
道路の区域変更及び関係図面の縦覧(道路管理課)	3
道路の供用開始及び関係図面の縦覧(道路管理課)	5
衆議院小選挙区選出議員選挙に係る公職選挙法に基づく選挙人名簿の登録の基準日、登録日及び縦覧期間(選挙 管理委員会)	5
衆議院小選挙区選出議員選挙に係る公職選挙法に基づく在外選挙人名簿の縦覧期間(選挙管理委員会)	5

公告

特定非営利活動法人の設立の認証申請(2件)(県民協働・NPO課)	6
特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請(5件)(県民協働・NPO課)	6
表彰規則に基づく表彰(人事課)	7
一般競争入札(市町村課)	7
母子保健法の規定に基づく養育医療を担当させる機関の指定(こども・家庭課)	8
母子保健法の規定に基づく指定養育医療機関の指定の辞退の申出(こども・家庭課)	8
一般競争入札(農地整備課)	8
屋外広告物条例に基づく講習会の開催(建築指導課)	10
一般競争入札(農地整備課)	11
一般競争入札(道路管理課)	12
長野県教育委員会表彰等規則に基づく表彰(教育総務課)	13
一般競争入札(高校教育課)	13
企画提案公募(プロポーザル)(5件)(特別支援教育課)	14



長野県告示第770号

介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第1項の規定による指定居宅サービス事業者の指定、同法第79条第1項の規定による指定居宅介護支援事業者の指定及び同法第115条の2第1項の規定による指定介護予防サービス事業者の指定を次のとおり行いました。

平成24年11月29日

長野県知事 阿部 守一

1 指定居宅サービス事業者

(1) 通所介護

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
合同会社三沢介護院	デイサービスあがた	松本市県二丁目4番7号	平成24年11月16日

(2) 短期入所生活介護

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
社会福祉法人ちいさがた福祉会	従来型介護老人福祉施設ころ	東御市祢津字砂田1098番地1	平成24年11月16日
社会福祉法人ちいさがた福祉会	ユニット型介護老人福祉施設ころ	東御市祢津字砂田1098番地1	平成24年11月16日

2 指定居宅介護支援事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
特定非営利活動法人北アルプスの風	居宅介護支援事業所北アルプスの風	大町市常盤南松原4831番地10	平成24年11月16日

3 指定介護予防サービス事業者

(1) 介護予防通所介護

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
合同会社三沢介護院	デイサービスあがた	松本市県二丁目4番7号	平成24年11月16日

(2) 介護予防短期入所生活介護

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
社会福祉法人ちいさがた福祉会	従来型介護老人福祉施設ころ	東御市祢津字砂田1098番地1	平成24年11月16日
社会福祉法人ちいさがた福祉会	ユニット型介護老人福祉施設ころ	東御市祢津字砂田1098番地1	平成24年11月16日

健康長寿課介護支援室

長野県告示第771号

介護保険法（平成9年法律第123号）第86条第1項の規定による指定介護老人福祉施設の指定を、次のとおり行いました。

平成24年11月29日

長野県知事 阿部 守一

指定介護老人福祉施設

開設者の名称	施設名称	施設の所在地	指定した年月日
社会福祉法人ちいさがた福祉会	従来型介護老人福祉施設ころ	東御市祢津字砂田1098番地1	平成24年11月16日
社会福祉法人ちいさがた福祉会	ユニット型介護老人福祉施設ころ	東御市祢津字砂田1098番地1	平成24年11月16日

健康長寿課介護支援室

長野県告示第772号

次に掲げる土地の区域は土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。「以下「省令」という。）第31条第1項の基準に適合しないため、土壌汚染対策法（平成14年法律第53号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去等の措置を講ずることが必要な土地の区域（以下「要措置区域」という。）として次のとおり指定します。

平成24年11月29日

長野県知事 阿部 守一

- 1 土地の区域（要措置区域）
上伊那郡辰野町大字伊那富7353-2番地の一部
- 2 省令第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類
トリクロロエチレン
- 3 法第7条第1項の規定により指示した措置
地下水の水質の測定

水大気環境課

長野県告示第773号

森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、次の保安林に係る指定施業要件の変更について、当該保安林の所在地の属する市町村の掲示場に、その通知の内容を掲示しました。

平成24年11月29日

長野県知事 阿部 守一

保安林の指定施業要件の変更についての通知の内容（要旨）

- 1 土砂の流出の防備のため指定した保安林において定めた指定施業要件が変更されたこと。
- 2 変更後の指定施業要件については、平成24年10月26日付農林水産省告示第2353号のとおりであること。

保安林の指定施業要件の変更に関する保安林の所在場所	所在の不明な森林所有者等の氏名
下伊那郡泰阜村7363の2	市瀬 兼吉

森林づくり推進課

長野県告示第774号

森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、次の保安林に係る指定施業要件の変更について、当該保安林の所在地の属する市町村の掲示場に、その通知の内容を掲示しました。

平成24年11月29日

長野県知事 阿部 守一

保安林の指定施業要件の変更についての通知の内容（要旨）

- 1 土砂の流出の防備のため指定した保安林において定めた指定施業要件が変更されたこと。

2 変更後の指定施業要件については、平成24年11月7日付農林水産省告示第2437号のとおりであること。

保安林の指定施業要件の変更に関する保安林の所在場所	所在の不明な森林所有者等の氏名
下伊那郡泰阜村7375の6、7375の7、7375の10、7375の19	木下 又一

森林づくり推進課

長野県告示第775号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定します。

その関係図面は、長野県建設部砂防課並びに長野県松本建設事務所及び山形村役場に備え置きます。

平成24年11月29日

長野県知事 阿部 守一

区域名	区域の範囲	市町村名	大字又は町名	字	地番	標柱番号
上竹田	右に掲げる地番の土地に存する標柱1号から10号までを順次結んだ線及び標柱1号と10号を結んだ線に囲まれた区域。	山形村		大久保	4683番1	1号
		〃		観音前	7277番イ	2号及び3号
		〃		八幡大門	7276番1	4号及び5号
		〃		〃	7275番1	6号
		〃		〃	7275番3	7号
		〃		〃	7275番7	8号
		〃		大久保	4685番1	9号
		〃		〃	4685番5	10号

砂防課

長野県松本建設事務所告示第6号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成24年12月13日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県松本建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成24年11月29日

長野県松本建設事務所長 手塚 秀光

- 1 (1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 白骨温泉線
- (3) 道路の区域

区	間	新旧別	敷地の幅員	延長
松本市安曇4196番の1地先から	松本市安曇4196番の1地先まで	旧	5.9~7.3 m	0.0270 km
同	上	新	6.0~9.5	0.0270

2(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 白骨温泉線

(3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員 m	延 長 km
松本市安曇4196番の1地先から 松本市安曇4196番の1地先まで	旧	4.5~9.4	0.0075
同 上	新	5.0~9.4	0.0075

3(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 白骨温泉線

(3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員 m	延 長 km
松本市安曇4196番の1地先から 松本市安曇4196番の1地先まで	旧	4.7~9.0	0.0440
同 上	新	6.3~14.3	0.0440

4(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 白骨温泉線

(3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員 m	延 長 km
松本市安曇4196番の1地先から 松本市安曇4196番の1地先まで	旧	8.0~13.6	0.0350
同 上	新	9.4~15.0	0.0350

5(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 白骨温泉線

(3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員 m	延 長 km
松本市安曇4144番の22地先から 松本市安曇4144番の22地先まで	旧	5.4~16.0	0.0600
同 上	新	9.0~20.4	0.0600

6(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 白骨温泉線

(3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員 m	延 長 km
松本市安曇4144番の22地先から 松本市安曇4144番の22地先まで	旧	5.6~7.0	0.0440
同 上	新	7.0~12.0	0.0440

7(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 白骨温泉線

(3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員 m	延 長 km
松本市安曇4144番の22地先から 松本市安曇4144番の22地先まで	旧	6.0~8.0	0.0400
同 上	新	7.0~9.0	0.0400

8(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 白骨温泉線

(3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員 m	延 長 km
松本市安曇4144番の22地先から 松本市安曇4144番の22地先まで	旧	9.0	0.0350
同 上	新	12.4~13.4	0.0350

9(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 白骨温泉線

(3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員 m	延 長 km
松本市安曇4144番の70地先から 松本市安曇4144番の72地先まで	旧	11.5	0.0310
同 上	新	11.5~39.0	0.0310

道路管理課

長野県松本建設事務所告示第7号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成24年12月13日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県松本建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成24年11月29日

長野県松本建設事務所長 手塚 秀光

1(1) 路線名 403号

(2) 供用を開始する区間

東筑摩郡麻績村大字麻3618番の1地先から
東筑摩郡麻績村大字麻1532番地先まで

(3) 供用を開始する期日 平成24年11月29日

2(1) 路線名 白骨温泉線

(2) 供用を開始する区間

松本市安曇4196番の1地先から
松本市安曇4196番の1地先まで

(3) 供用を開始する期日 平成24年12月1日

3(1) 路線名 白骨温泉線

(2) 供用を開始する区間

松本市安曇4196番の1地先から
松本市安曇4196番の1地先まで

(3) 供用を開始する期日 平成24年12月1日

4(1) 路線名 白骨温泉線

(2) 供用を開始する区間

松本市安曇4196番の1地先から
松本市安曇4196番の1地先まで

(3) 供用を開始する期日 平成24年12月1日

5(1) 路線名 白骨温泉線

(2) 供用を開始する区間

松本市安曇4196番の1地先から
松本市安曇4196番の1地先まで

(3) 供用を開始する期日 平成24年12月1日

6(1) 路線名 白骨温泉線

(2) 供用を開始する区間

松本市安曇4796番の4地先から
松本市安曇4207番の32地先まで

(3) 供用を開始する期日 平成24年12月1日

7(1) 路線名 白骨温泉線

(2) 供用を開始する区間

松本市安曇4144番の22地先から
松本市安曇4144番の22地先まで

(3) 供用を開始する期日 平成24年12月1日

8(1) 路線名 白骨温泉線

(2) 供用を開始する区間

松本市安曇4144番の22地先から
松本市安曇4144番の22地先まで

(3) 供用を開始する期日 平成24年12月1日

9(1) 路線名 白骨温泉線

(2) 供用を開始する区間

松本市安曇4144番の22地先から
松本市安曇4144番の22地先まで

(3) 供用を開始する期日 平成24年12月1日

10(1) 路線名 白骨温泉線

(2) 供用を開始する区間

松本市安曇4144番の22地先から
松本市安曇4144番の22地先まで

(3) 供用を開始する期日 平成24年12月1日

11(1) 路線名 白骨温泉線

(2) 供用を開始する区間

松本市安曇4144番の70地先から
松本市安曇4144番の72地先まで

(3) 供用を開始する期日 平成24年12月1日

道路管理課

選告示第36号

平成24年12月16日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙に係る公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第2項の規定による選挙人名簿の登録について、その基準日、登録日及び縦覧期間は、次のとおりです。

平成24年11月29日

長野県選挙管理委員会委員長 松葉 邦男

基準日 平成24年12月3日（年齢については、平成24年12月16日）

登録日 平成24年12月3日

縦覧期間 平成24年12月4日

選挙管理委員会

選告示第37号

平成24年12月16日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙に係る公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の7第1項の規定による在外選挙人名簿の縦覧の期間は、次のとおりです。

平成24年11月29日

長野県選挙管理委員会委員長 松葉 邦男

縦覧期間 平成24年12月4日

選挙管理委員会